

平成19年度施政方針

平成19年第1回城里町議会定例会に当たり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成17年2月に城里町が誕生し、早2年が経過いたしました。城里町へ対する町民の方々の期待は日々に増してきており、本年度は新町としての礎を築く重要な年であるとして、全力で町政運営を行う決意を新たにしております。

昨年6月には、各委員の熱心なご審議をいただき、合併後における新町の速やかな一体感の醸成を促進し、新町の将来像を長期的な視点に立って見直し、町政運営を総合的かつ計画的に行うため、町政の最上位計画となる「第1次城里町総合計画」を策定しております。

合併した各地区に蓄積された特色ある歴史、風土、そして豊かな自然とその個性を大切に引き継ぎ、さらに、その地域の魅力を磨き、城里町のまちづくりの目標であります「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を基本理念として、すべての人が快適な環境の中で、魅力的で活力にあふれるまちづくりを目指し、ひとつひとつ着実に諸施策の展開を図っていく所存であります。

さて、我が国の経済状況に目を転じますと、企業収益の改善・設備投資に対する需要の増加などにより、景気は回復しており、先行きについても、国内民間需要に支えられた景気回復が続くとの見通しが示されておりますが、家計中心の個人消費の拡大には至っておらず、実感なき回復といわれているのが実情であります。

また、我が国の財政は、平成18年度末の国債残高が542兆円に上る見込みであるなど、依然として非常に厳しい状況にあります。

こうした中、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(骨太方針)」において、特に、「財政健全化」については、累積した国・地方の債務の解消を図ることが最重要課題であるとし、2011年度までに国の基礎的財政収支の黒字化を達成するために、地方財政についても、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとしており、決して予断を許さない状況となっております。

これらを踏まえた、国の平成19年度の一般会計予算規模は、82兆9,088億円、対前年度比4パーセント増の伸びとなっております。

一方、平成19年度の地方財政対策では、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額については、0.9パーセント増の59兆2,300億円と前年度水準以上を維持しておりますが、地方財政計画の規模は微減の83兆1,300億円と、6年連続で縮小となっております。

地方交付税については、「基本方針」に基づき地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行い、対前年度比4.4パーセントの減額となり、交付税の不足を補う臨時財政対策債についても、昨年に引き続き9.5パーセントの減額となっております。地方財政にとっては、ますます厳しい状況となってきております。

こうした状況下で、住民の要請に応えて、その機能を適切に果たしていくためには、これまでの制度や仕組みにとらわれることなく徹底した行財政改革に取り組み、サービスの肥大化を防ぎながら、「選択と集中」による重点的な分野への財源投入を図り、歳出の抑制を進め、更に、歳入面では自主財源の積極的な確保策を講じて、効率的で持続可能な行財政への転換を図ることが急務となっております。

町においても、限られた財源の中で事務事業の厳選と職員の意識・行政改革を進め、また、効率的・効果的な予算配分で最大限の効果が発揮できるよう、執行体制の確立を図るとともに、行財政改革を喫緊の課題として取り組んでまいります。

年間総合予算編成に当たっては、国県の予算編成方針や地方財政計画等にも十分留意し、「城里町第1次総合計画」の基本目標に即して、町民が真の豊かさを実感できる町づくりに、財政の許す限りの予算編成に意を尽くしたところであります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

(自然環境・景観の保全)

緑に包まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用し

ていくため、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進してまいります。

また、地域、家庭、学校、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、住民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを進めてまいります。

(環境対策の推進)

循環型社会に対応した環境にやさしいまちづくりを目指し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、環境への負荷の少ない社会の構築、住民総参加による環境保全の推進を図ってまいります。

また、今日の環境問題の解決には、社会を構成するすべての主体が、それぞれの日常的な活動と、環境との関係を認識することが重要であることから、住民、民間団体、事業者との協力連携のもとに環境の保全を計画的に推進いたします。

一般廃棄物処理事業につきましては、引き続き城北地方広域事務組合により適正な処理を行いながら、家庭ゴミ等の減量化を進めてまいります。

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティア U.D.監視員(不法投棄監視員)や警察等関係機関と連携して監視活動を展開し、住民や事業者への未然防止に向けた普及啓発を行い、不法投棄防止対策に取り組んでまいります。

(道路交通体系の整備)

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、また、地域活性化の根幹をなすものであり、期待も大きく早期の整備が求められているところであります。

町道の整備については、通勤、通学、防災上の利便性を考慮し、計画的な整備を図ってまいります。

生活道路の維持補修においては、排水施設や舗装の整備など、安全で人に優しい道路整備に努めてまいります。

幹線道路については、新町の一体性を確保するとともに、国・県道を補完す

る幹線町道の整備を計画的に推進してまいります。

また、近隣の地域と広域的な道路ネットワークの拡充を図るため、国・県道バイパスの整備、促進に努めてまいります。

国道123号バイパスについては、石塚片山から坏小学校までの間は、すでに県において用地買収に着手しております。

また、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業につきましては、現在、石塚田町の国道123号(現道)から片山までの用地買収を進めているところであります。

県道については、桂地区の阿波山徳蔵線の路線延長区間(三ツ塙線)において地元説明会、路線測量が終了し、本年度は地元地権者のご理解をいただき、用地買収に着手してまいります。

また、七会地区の町道徳蔵倉見線については、早期の完成を目指し平成17年度より路線調査測量を実施しておりますが、本年度から地権者の皆様のご協力をいただき、用地買収に着手してまいります。

次に、交通対策につきましては、高齢者などの生活の足を確保するとともに、町内の公共交通機関空白地域を解消するために、平成19年2月1日からデマンド交通システムによる「ふれあいタクシー」の運行を開始しております。

この「ふれあいタクシー」の運行により、合併3町村間の利便が良くなり、また、町外に向きがちであった外出先を町内に呼び戻す効果があり、より一体的なまちづくりにつながるものと期待されるものであります。

(上・下水道の整備)

水道事業については、常北地区水道事業・桂地区水道事業の一会計二事業並びに七会塩子地区簡易水道事業特別会計により運営をしてまいります。

現在、普及率は、92パーセントとなっており、町民の大多数が利用できるまでに普及しておりますが、長期的な視野に立った給水体制の充実を図っていくため、水道基本計画による施設の拡張・更新や各水道事業の統合・整備等を推進し、清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めるとともに、水道事業の安定経営化を図ってまいります。

また、継続事業であります統合簡易水道施設整備事業、水道未普及地域解消事業を推進し、未給水地域(七会地区)の解消に向けた整備を進め、普及率

の向上に努めてまいります。

さらに、藤井川ダム再開発事業等の早期の完成を要望し、安定した水源の確保により、都市化の進展や生活向上に伴い、安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤支える水道施設を目指してまいります。

次に、下水道の整備についてであります。下水道は、私たちが日常生活するうえにおいて不可欠な施設であり、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業となっております。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、石塚地区の中心市街地48ヘクタールを整備し、さらに、事業認可面積を拡大し、現在認可区域面積271ヘクタールの整備を進めているところであります。

平成18年度末までには、石塚、那珂西、上青山、下青山地区の一部を含む166ヘクタールの区域の整備が完了する予定であります。

特定環境保全公共下水道事業については、粟・阿波山地区の全域及び上坏、下坏地区の整備がほぼ完了し、認可面積200ヘクタールに対し、現在のところ195ヘクタールの区域が整備完了しております。

本年度も引き続き下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根地区の91ヘクタールの認可区域を拡大し、整備区域の拡充を進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めております農業集落排水事業については、上入野、常北青山、北方高久、孫根4地区施設の効率的な稼働を行うことにより、維持管理費の節減に努めてまいります。

さらに、本年度から古内地区の事業実施により、一層の環境の改善を目指してまいります。

なお、未整備地区については、合併処理浄化槽の推進を図るとともに、県や関係機関と連携し、地元住民の理解と協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

(公園・緑地の整備と緑化の推進)

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、良好な生活環境づくりに向けて、公営住宅の維持補修・公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や形成に努めてまいり

ます。

(消防・救急・防災の推進)

平成18年には、町内においては大規模な災害は発生しておりませんが、建物火災8件を含む14件の火災が発生しております。

町民の生命財産を守り、安心・安全な生活を確保するには、消防防災体制の強化が求められております。

平成19年度からの稼働を目指した消防署所の整備が完了し、消防ポンプ自動車と高規格救急車が配備されております。消防事務委託も水戸市消防本部に一元化されましたので、これらの円滑な移行とあわせ、消防団員の規律教養訓練、水害を想定した水防演習、林野火災防ぎょ演習への参加をとおり、消防力の向上に努めてまいります。

防火クラブ等の自主防災組織の支援や事業所との災害時協力体制を推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、七会地区水道未普及地域解消事業にあわせて消火栓を設置し、緊急時の水利の確保に努めてまいります。

(防犯・交通安全の推進)

交通事故は、人の生命を奪う悲惨なものであり、茨城県は、他県に比べて交通死亡事故が多く、平成18年中の死亡事故者数は239人を数え、全国ワースト11位という結果となっております。

本町においても、昨年は1件の死亡事故が発生しており、車社会の進展に伴い、年齢・性別を問わず交通事故に遭遇する危険性が年々増大しております。

このような現状を踏まえ、交通安全協会、警察など関係機関団体と連携を図り、子供やお年寄りを対象にした交通安全教室や、街頭での交通安全キャンペーンを実施し、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯につきましては、近年は、児童生徒が狙われる重大な事件や、悪質な窃盗が多発しております。

これらの犯罪状況を踏まえ、防犯連絡員や警察との連携により、防犯キャンペーンやパトロールの実施といった積極的な取り組みを進め、町民の防犯意識

の高揚を図ってまいります。

また、夜間における事故・犯罪の発生の未然防止対策として、防犯灯の整備を行い、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

(情報通信網の整備・充実)

情報通信網の整備についてであります。公共施設などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークについては、整備を終えております。

政府においては、昨年度のIT新改革戦略重点計画2006において、「世界一便利で効率的な電子行政」として、「オンライン申請率50%の実現を目指す」としてありますが、これを実現するためには、町内全域の高速通信環境が整っていないかなりません。

引き続き民間事業者への要望を続け、高速通信環境の整備、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域拡大等、地域間の情報通信格差の是正をすることにより、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ってまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

(地域福祉の充実)

急速な少子・高齢化の到来、生活意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化・多様化し、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における高齢者や障害者をはじめ、誰もが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身の努力やお互いに支え、助け合う「地域福祉」の推進が重要視されております。

特に、支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめこまかな対応をしていくためには、町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支えあい活動を活発化させるために、町民自らが福祉に関心を持ち理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワ

ークづくり及びボランティア育成支援などを行い、町民同士の交流による連帯の推進に努めてまいります。

また、これらを具現化するため「地域福祉計画」を策定し、地域コミュニティづくりを図ってまいります。

(子育て支援の充実)

近年の出生率の低下の要因は、未婚化、晩婚化という結婚を取り巻く環境や、出産や子育てをめぐる環境の変化と考えられ、将来の社会・経済全般に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、多様な少子化対策を講ずる必要に迫られております。

このような状況に対応するため、今後とも妊婦及び乳幼児に関する一貫した母子保健事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や指導、健やかに子どもを生み育てることができるための環境整備に取り組んでまいります。

子育て中の親子の育児支援として、地域子育てセンターを拠点に、育児不安の解消と親子の交流を支援してまいります。

また、児童の健全な育成を図るため、昼間、保護者のいない家庭を支援し、地域が主体となった放課後児童健全育成事業を引き続き実施するとともに、小学校施設を利用した事業の拡充を図ってまいります。

子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童育成問題に対応するために、地域協力委員や民生委員児童委員、学校並びに関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

保育事業につきましては、公立保育所2園、民間保育所3園に委託を行い、保育サービス支援事業を実施し、特別保育事業では、延長保育、一時保育、乳児保育、保育所地域活動、障害児保育を実施し、保育事業の充実を図ってまいります。

なお、急激な少子化の進行による社会経済の影響を避けるため、様々な少子化対応施策を展開してまいりましたが、引き続き「次世代育成支援対策推進法」に基づく、行動計画の推進を図ってまいります。

また、昨年度から町単独事業として、城里町次世代育成支援金制度を創設し、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、次世代育成支援金の支給を行っておりますが、引き続き家庭における生活の安定と幸せな地域

づくりのため、支援を行ってまいります。

(高齢者福祉の充実)

長寿化した人生を健康でいきいきと過ごすことのできる社会の実現をめざすためには、高齢者一人ひとりが、自らの意思による選択に基づいて自立した生活を営めるよう、また、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実を図ることが重要となっております。

特に、認知症や寝たきりになるなど、介護を必要とする者が増加している状況にあり、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れることを重点において、介護保険に取り入れられた介護予防事業が開始されております。

また、高齢者の社会参加を促進するため、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かし、社会参加を目的として設立されているシルバー人材センターの運営事業や高齢者の健康管理と安否確認の事業を推進してまいります。

(障害者福祉の充実)

障害のある人が障害のない人と同じように生活し、主体性を持って地域の一人員として行動することが重要であり、平成18年4月に施行された、障害者自立支援法及び障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確立に関する計画に基づき、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進め、障害者福祉の充実に努めてまいります。

また、障害者自立支援法に属さない難病患者や小児慢性特定疾患児等につきましても、各種サービスの充実を図ってまいります。

(保健・医療の充実)

誰もが生涯にわたり元気で活動的に暮らすことができる、「健康寿命」をいかに伸ばすかが大きな課題となっております。

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まるなか、自主的な健康づくりを目指し、住民一人ひとりの健康に関する意識を高め、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じた疾病の予防、保健体制の充実を図ってまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児・父子・母子家庭・重度心身障害者・妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であり、制度のスリム化を図りながら受給者の利便性や事務の効率性を高めてまいります。

また、本町におきましては、少子化対策の一環として、合併時より町単独事業であります、医療費の無料化の対象年齢を小学校卒業までの児童を対象に行っていました。本年度も継続し児童医療の充実を図ってまいります。

(社会保障制度の充実)

国民健康保険制度、老人保健制度、介護保険制度などの社会保障制度については、制度の周知を促進し、保険税(料)の賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ安定した運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

(農林業の振興)

本町の農業は、基幹産業として重要な地位を占めており、米・園芸・野菜・果樹・麦・大豆・林産物・茶・畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年の都市化の進展、農産物の価格の低迷とともに、基幹労働力、若年労働力は他産業に流出し、兼業農家が増加しております。

さらに、農業従事者の減少や高齢化が進み、農家数及び田畑など経営耕地についても減少傾向をたどり、耕作放棄地の増加が著しいところとなっております。

平成19年度からの農業は、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、米の生産調整支援策といった3本立ての対策事業により推進を図ってまいります。

品目横断的経営安定対策については、農業の中心となる認定農業者の育成、集落営農組織及び各生産組織の支援に力を入れてまいります。

また、地域の農業者だけでなく、地域住民・子供会等も含めた地域共同の効

果の高い取り組みとして、農地・水・環境保全向上対策事業を推進し、農村環境の保全に努めてまいります。

また、米政策改革については、米の需給調整は農業者・農業者団体が主役として米づくりを担うこととなり、生産調整の目標数量配分等は集荷業者が行うこととなります。そのため、集荷業者と行政が一体となり米政策改革に取り組むシステムの移行の準備を進めてまいります。

なお、転作等による条件の悪い谷津田等の地域に対し、中山間地域等直接支払制度を引き続き活用し、農地の保全を図ります。

さらに、本年度も地域資源を活かした都市との滞在型交流を目指す取り組みとして、グリーンツーリズム事業を推進してまいります。

生産基盤の整備については、農業の省力化と土地利用の効率化を図るため、那珂川沿岸農業水利事業の早期完成を国・県など関係機関に働きかけると同時に、畑地基盤整備や農道整備を計画的に進め、大型農業機械による生産性の向上や生産物の搬出搬入の合理化を図ってまいります。

次に、畜産については、和牛や酪農・豚・ブロイラー・鶏卵の生産環境は、生産者の高齢化等により厳しくなっておりますが、牛海綿状脳症(BSE)・鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に注意を払い、各種防疫対策事業を実施し生産の安定化を図ります。

また、黒毛和牛については、資質の優れた素牛の導入事業として、繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって実施し、畜産振興を図ってまいります。

つづいて、林業の振興については、安価な外材の輸入などにより厳しいものがありますが、森林は災害防止、水資源のかん養など自然環境を維持するために大切な機能を有しており、ゆとりと安らぎを与えてくれるものであります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、林道網などの整備・間伐等により森林の保護を図りながら、きのこ類等の特用林産物の生産振興に努めてまいります。

(商工業の振興)

長引く景気低迷の中にあって、小売業者を取り巻く環境は、大型量販店の進出や価格競争の激化、また、商圈の広範囲化等極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さら

に発展してゆくためには、自助努力はもちろんであります、自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには、商工会を中心とした会員相互の連帯意識の高揚と組織の強化、商工会活動強化のため、引き続き助成をしております。

また、中小企業事業資金に対する利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、地域雇用創造支援事業の創設による新規創業者の支援・雇用の拡大を図ってまいります。

次に、工業の振興であります、経済は回復基調にあるといわれておりますが、まだまだ、大都市との格差があり景気回復の兆しがあるとの実感が感じられない状況にあります。

企業誘致につきましては、雇用の場の提供、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待できますので、町の活性化を図るため、引き続き関係機関等との連携を図りながら優良企業の誘致に努めてまいります。

また、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

(観光・レクリエーションの振興)

豊かな自然を生かした、「ふれあいの里」・「うぐいすの里」・「山びこの郷」は、本町の観光の核として重要な位置付けとなっておりますが、利用者は年々減少傾向にあります。

自治法の改正に伴う指定管理者制度を導入後1年が経過し、指定管理者による各種イベント・体験教室等が実施され、3施設を一体化した管理が行われております。

今後は町としても、集客力を高めるためのPR等を実施し、より効果的、効率的な運営の支援をしております。

直売施設については、家族旅行村「藤井川ダムふれあいの里」地内にある城里町物産センターの指定管理者制度の導入を検討し、地場産物の販売促進並びに農家所得の向上を目指してまいります。

他施設についても、積極的なPRに努め、利用客の増加策への支援をしております。

また、健康増進施設「ホロルの湯」についても、民間業者のノウハウを活用し、

多様化する住民ニーズに応え、サービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行ってまいります。

町としても、町民の健康増進及び憩いの場としての利用促進のため、町内居住者に対する平日半額利用券等の積極的なPRを図ってまいります。

観光協会につきましては、昨年度、城里町観光協会を設立いたしました。

今後は、各種イベント等の開催並びに協賛や観光PR・県立自然公園の保護管理、更に、会員を中心として、町・商工会・JA等が連携を強化し、城里町における観光資源の開発及び郷土物産の紹介と観光客の誘致を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」であります。

(幼児教育・学校教育の充実)

幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが重要となっており、地域、家庭と連携した教育の推進と幼稚園、保育所との連携等により教育環境の充実に努めてまいります。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育のニーズが高まる中、次代を担う子供たちの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」を育成することが求められております。

そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的なテーマを積極的に採り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英会話指導など、国際理解教育に取り組んでまいります。

また、学校週5日制やいじめ、不登校などの課題に対応するため、学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりに努めてまいります。

小・中学校の教育関連施設については、常北中学校の耐力度調査の実施など、安全でゆとりある教育環境が維持できるよう整備に努めてまいります。

また、地域によっては、近年児童数が減少し、複式学級の学校もあることから、子どもたちが多くの仲間の中で切磋琢磨し成長できるよう、適度な教育環境の

確保に努めるとともに、学校再編検討協議会(仮称)を立ち上げ小学校の再編成に取り組んでまいります。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産される有機米やアイガモ米、野菜などの食材の利用に努めてまいります。

(生涯学習・生涯スポーツの推進)

生涯学習・生涯スポーツについては、人生80年時代を迎え、また、社会が複雑・多様化する中、余暇時間の活用の重要性の高まりやニーズの多様化を踏まえ、住民一人ひとりが、それぞれの年代や生活様式に応じて、自由に学び、楽しみ、その成果がまちづくりに反映されるよう仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、生涯学習においては、生涯学習推進大綱を基本とし、生涯スポーツにおいては、スポーツ振興基本計画を策定し、各種講座・事業のメニュー・質の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的・総合的な事業の推進に努めるとともに、各地域の住民の交流を促進してまいります。

また、地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備・充実に努めてまいります。

複合施設である図書館・郷土資料館については、この施設を中心に、各地区にある公民館との連携を図りながら、図書・各種資料の充実・保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

また、学習機会や各種講習会、施設を住民が利用するとき等、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報誌やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に、宿泊学習を実施し、北海道の雄大な自然の中での活動や船を利用した集団活動をとおして、心身ともに調和のある人間形成を図ってまいります。

また、本年度から、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り放課後等に小学校余裕教室の活用、地域住民との交流活動等を実施する放課後子ども教室推進事業に取り組んでまいります。

(芸術・文化の振興)

住民の速やかな一体性を確保し、住民一人ひとりが町に誇りと愛情が持てるようにするためには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、町として文化のかおり高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、地域・家庭・学校間の連携・交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、コミュニティセンター、公民館、郷土資料館において多様な事業の展開を図るとともに、住民の自主的・創造的な芸術文化活動の支援を図り、芸術祭や各種の行事・展示をとおり、住民各層が広く芸術文化に親しみ、心豊かな生活が送れるような環境整備に努めてまいります。

また、「第23回国民文化祭・いばらき2008」が平成20年11月、茨城県において開催されることに伴い、市町村主催事業として文芸祭「川柳」が当町コミュニティセンター城里において開催されます。

この大会を開催するに当たり、国内外の各地域間や世代間の文化交流を積極的に展開するとともに、町内文化団体、町民等が連携して取り組むことにより、文化の視点に立ったまちづくりや地域づくりを進めてまいります。

このため、川柳教室を立ち上げ、川柳講座の開催等により多くの町民参加を募り、本年度には本大会開催に向けてのプレ国民文化祭の開催等、国民文化祭文芸祭「川柳」の成功に向けて各種推進・啓発事業の展開を図ってまいります。

次に、史跡等ではありますが、町には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形・無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、文化財保護計画を基本として、計画的に文化財の保護・活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く住民に理解を求め保存と継承に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

(住民主体のまちづくりの推進)

地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、住民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進めていくことが重要となっていることから、自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参画の促進や地域コミュニティである自治組織の振興を図ってまいります。

また、町の広報紙やホームページなど多様な広報媒体を用いて、町政状況を積極的に町民に広報・公開するとともに、行政懇談会やアンケートなどの機会をとらえて、町民の声を町政運営に活かすよう広報・広聴活動の充実を図ってまいります。

(多様な交流の推進)

交通機関の発達や都市化の進展、情報通信技術の発展など、国内外の地域間交流活動も活発となっており、今まさに国際化・交流化の時代を迎えています。

また、多様な交流を推進することは、町内外地域への関心を高めるとともに、郷土の特性を見つめなおし再認識をうながし、地域の文化・教育・産業などの振興が期待されるところであります。

これまで実施してきました「人」・「物」・「情報」の交流をより活発に推進してまいります。

これからの将来的なまちづくりとして、行政主導型でなく、住民主体の体制づくりを推進し、国際的な見聞を広げ、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めるとともに、外国人を含む町内外地域の人に魅力があり、住みたくなるまちづくりに取り組んでまいります。

(人権尊重と男女共同参画の推進)

家庭、職場、地域などにおいて、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重しあうことが重要となっております。

そのため、関係機関との連携のもと、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あら

ゆる機会を捉え啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、国の「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が社会の対等な構成員として、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会づくりを目指してまいります。

(行財政運営の合理化・効率化)

行政運営に当たっては、地方分権の進展や住民ニーズの高度化・多様化に対応し、各種施策を総合的に推進するとともに、合併効果を最大限に生かし、効率的な行政運営を推進するため、集中改革プラン等による組織機構の見直し、事務事業の簡素化、定員管理の適正化を図りながら、行政サービスの水準に地域間格差が生じないように努めてまいります。

また、地方財政については、三位一体の改革により、地方交付税の一層の削減が予想され、今後は、地域の行政は地域自身で決定し、その責任も自ら負うという、「自己決定」・「自己責任」といった地方自治体本来の自助努力が強く求められることとなり、厳しい財政状況が続くことが想定されております。

特に、本年度は三位一体改革に伴う税源移譲の年にあたり、この移譲額については、交付税算定上も全額徴収されたものとしてみなされ、これを確実に徴収できなければ、財政運営上大きな支障が出てくることとなります。

このため、徴収部門体制の強化、全庁的な支援体制づくりなどに積極的に取り組み、税源委譲に向けて万全の取り組みを進めてまいります。

財政運営に当たっては、財政の健全化を最大の基本とし、中長期的な財政計画のもと、最小の経費で最大の効果があげられるよう、施策の重要度や費用対効果といった視点に徹し、財源の重点配分を図るとともに、自主財源の確保に努め、将来にわたる自立的・持続的な財政運営を目指してまいります。

以上、平成19年度における主な施策の概要についてご説明いたしました。

平成19年度予算編成につきましては、三位一体の改革により、所得税から住民税への税源移譲が本格的に実施されることに伴い、個人住民税が大幅な増収となる一方、新型交付税の導入を含めた地方交付税改革や、所得譲与税を

はじめ依存財源の廃止縮小が行われることから、これまで以上に財政運営を厳しいものとしております。

歳出においては、人件費の縮減や事務事業の見直し等により経常経費の抑制に努めているものの、児童手当での支給額の拡大による扶助費の伸び、また、公債費、補助費が依然高い割合を示しており、約4億1千万円の財源不足を生じ、各基金を取り崩すことにより対応することとしております。

以上のような財政状況にあり、限られた財源の効率的な配分により予算編成に努めたものであります。

平成19年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、89億9,000万円で前年度当初比8.8%の減となっております。

国民健康保険特別会計(事業勘定)について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の中核的役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、被保険者の少子高齢化等の急速な進展や疾病構造の変化等による医療費の増高、加えて他の医療保険制度に加入しない低所得者や高齢者を多く抱えるなど、構造的問題もあり大変厳しい財政運営状況にあります。

また、平成14年10月の制度改正に伴い老人保健の該当年齢が75歳となり、一般的な高齢者は65歳以上であります。70歳から74歳までを前期高齢者として国民健康保険で医療給付を行っており、本年度までは対象者が増加する一方であるため、老人医療費負担も国保財政を圧迫しつつあります。

このような状況の中、生活の基本である町民の健康維持、増進のため、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

平成19年度の予算編成につきましては、国県の予算編成方針に基づき編成いたしました。特に医療費の動向が国保財政を大きく左右することになりますので、これらの動向を見極めながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、21億7,900万円で前年度当初比11.6%の増となっております。

国民健康保険特別会計(施設勘定)について申し上げます。

施設勘定においては、急速な少子・高齢化時代を迎え、疾病構造の変化や医療に対する需要が多様化するなかで、国保診療所を沢山診療所、七会診療所の2箇所に、それぞれ医科と歯科の診療施設において運営を行ってきたところであります。

昨年末に沢山(医科)診療所の医師が本年3月末を持って退職したいとの意思表示がございました。

しかしながら、退職後は旧桂地区内に診療所を開業し、地域医療を担っていく意向と伺っており、開業までの間、旧桂地区の医療体制が維持できるよう配慮をしております。

医師の確保が難しい状況や、今後の診療所運営のあり方、常陸大宮市に県北西部地域中核病院が整備されたこと等を勘案し、沢山診療所の医科を廃止することといたしました。

七会診療所につきましては、一般会計から毎年1億円を超える繰入金で収支を保っている状況であり、国保運営協議会の答申に基づき、入院施設を閉鎖し外来診療のみで運営を図っております。

無医地区における医療機関として、国保診療所の役割と使命が果たせるよう検討しながら、関係機関との連携を密にし、効率的な運営を目指した予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり3億9,929万4千円で前年度当初比24.8%の減となっております。

老人保健特別会計について申し上げます。

老人医療費は、急速な高齢化の進展の中で増大し続けており、国民医療費全体に占める割合は、年々上昇する傾向にあります。

このような状況を踏まえ、現役世代の負担が過重なものとならないよう老人医療費の適正化を図っていくことが重要になっております。

今後とも、住民の健康に関する意識の向上等、保健事業との連携並びに受給者に対する広報活動等を徹底し、円滑な事業運営に努めてまいります。

平成19年度の予算編成につきましては、国県の予算編成方針に基づき編成いたしました。今後の医療制度の改革が、医療費の動向にどのような影響を及ぼすかをよく見極めながら、予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり19億8,861万4千円で前年度当初比7.3%の減となっております。

介護保険特別会計(保険事業勘定)について申し上げます。

社会の高齢化に対応するために、平成12年度から始まった介護保険制度が平成18年度の抜本的改革施行に伴い、本町におきましても「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(第3期)に沿って、介護予防を重視した予防プランやリハビリによる、要介護状態の軽減、悪化防止を目的とした新予防給付と地域支援事業を推進しております。

今後も介護需要が増大するといった将来予測などの課題に対応するため、制度の動向を注視しながら、新たな介護予防や地域ケアの推進、更に高齢者の方が元気でいきいきと自立した生活が送れるような介護サービスの基盤整備に努めるとともに、健全な財政運営に努めてまいります。

平成19年度の予算編成につきましては、介護給付費及び新予防給付事業の実績等及び今後の動向を見極めながら予算執行に努めて参ります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億1,432万3千円で前年度当初比1%の減となっております。

介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)について申し上げます。

平成18年度からの介護保険法の改正に伴い、介護予防給付サービス計画策定に係る予算について計上したものであり、予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり396万円で前年度当初比61.2%の減となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業は、事業認可区域271ヘクタールを年次計画に基づき、石塚、那珂西地区について、工費の節減に努めながら汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根地区91haを認可拡張し、事業認可区域291ヘクタールを年次計画に基づき、工費の節減に努めながら汚水管渠工事を進め普及率向上を図って参ります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり9億7,514万2千円で前年度当初比4.3%の減となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水処理施設は、現在、上入野、常北青山、北方高久、孫根地区が順調に稼動しておりますが、施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減を図ってまいります。

また、古内地区農業集落排水事業を進め、農業集落における生活環境の整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり6億6,920万円で前年度当初比106%の増となっております。

簡易水道事業特別会計について申し上げます

簡易水道事業特別会計予算については、施設の維持管理が主なものとなり、歳入歳出とも別冊予算書のとおり5,597万円で前年度当初比3.7%の減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

常北地区の統合簡易水道施設整備事業については、引き続き松山下取水場から取水する水利権取得のため、県に対して藤井川ダム再開発事業の建設負担金を負担いたします。

桂地区は、岩船系の老朽配水管布設替を進めてまいります。

また、七会地区の水道未普及地域解消事業については、平成18年度から着手しておりますが、継続事業として本年度は、水道基幹施設である小勝配水場及び徳蔵増圧場並びに、小勝地内から下赤沢地内までの県道に主要配水本管の新設並びに、地区内の給水工事を順次進めてまいります。

さらに、水道事業の運営及び水道施設の維持管理につきましては、公営企業の基本原則を堅持しながら、給水サービスの一層の向上に努めてまいります。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は、6億1,397万円1千円、資本的収入は、4億6,407万9千円で、支出は、6億2,626万4千円で

あります。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は、12億4,023万円5千円で前年度当初比10.6%の増となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました、平成19年度城里町予算総額は、176億1,573万8千円となっております。

執行に当たりましては、役職員一丸となって、町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために、全力を尽くし、町民の期待と信頼に応える決意であります。

議員各位をはじめ、町民皆様のご理解と、なお一層のご協力を心からお願い申し上げます。